

村が行う補助制度を紹介します (平成29年度版)

平成29年度に村が行う補助制度等の概要をお知らせします。各補助制度の手続き方法や詳細な内容は各担当課までお問い合わせください。

(内 容)	(頁)	(内 容)	(頁)
(福祉)	2	(農業)	8
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等交通サービス事業 ・高齢者・障がい者にやさしい住宅改修事業 ・補装具の交付・修理 ・日常生活用具の支給 ・障がい者自立支援扶助金 ・児童医療費等助成事業 		<ul style="list-style-type: none"> ・大豆・そば生産振興事業 ・畜産環境整備事業 ・家畜防疫衛生支援事業 ・村単 土地改良事業 ほ場整備事業 ・村単 土地改良事業 かんがい排水事業 	
<ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性疾患等通院交通費等助成事業 ・軽度・中等度難聴児補聴器購入助成 ・ホームヘルパー研修受講支援事業 ・その他 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・村単 土地改良事業 暗渠排水事業 ・村単 土地改良事業 かんがい用ため池改修事業 	9
(医療)		(林業)	
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療費 ・後期高齢者医療人間ドック・脳ドック補助 ・後期高齢者医療制度 ・国民健康保険人間ドック・脳ドック補助 		<ul style="list-style-type: none"> ・森林造成推進事業 ・松くい虫防除対策事業 ・地元施行支障木伐採等事業 (松枯損木) ・造林作業路開設事業 ・竹林整備事業 	
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 ・不妊症の治療費補助 ・産後の保健指導費補助 	4	(有害鳥獣)	
(介護)		<ul style="list-style-type: none"> ・有害動植物防除対策事業 ・有害獣大規模防護柵設置事業 	
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭介護者休養支援事業 ・阿智村介護扶助金等交付事業 ・家族介護支援事業 (介護用品支給) ・阿智村生活支援住宅改修費補助事業 ・介護保険 		<ul style="list-style-type: none"> ・有害駆除従事者資格取得等補助金 	10
(健康増進)	5	(村道・農道・林道)	
<ul style="list-style-type: none"> ・女性のがん検診料金助成事業 ・トリプルAサポート事業 		<ul style="list-style-type: none"> ・村単 土地改良事業 農道等整備事業 	
(予防接種)		(村道)	
<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ予防接種 		<ul style="list-style-type: none"> ・道路用地地元補助 ・日陰地等立木補償 ・地元除雪費補助 	
(子育て)		(雇用)	
<ul style="list-style-type: none"> ・出産祝金 ・児童手当 ・妊婦健康診査補助 		<ul style="list-style-type: none"> ・雇用奨励補助金 	
(定住)	6	(災害復旧)	
<ul style="list-style-type: none"> ・定住促進のための住宅新增改築等支援金 【若者定住支援金】 【集落定住支援金】 【共通】 		<ul style="list-style-type: none"> ・果樹農業経営助成事業 ・村単災害復旧事業 災害復旧自営工事 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ぬくもりの田舎暮らし推進事業補助金 ・1ターンの受け入れ集落支援金 ・住宅リフォーム促進事業補助金 	7	(教育)	11
(環境)		<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助費支給制度 ・特別支援教育就学奨励費 ・心身に障がいをもつ児童生徒に係る通学費補助金 ・入学資金貸与制度 	
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システム設置補助金 ・環境にやさしい住宅設備導入補助金 ・薪割機購入補助金 		(防災)	
(農業)	8	<ul style="list-style-type: none"> ・阿智村耐震診断事業 ・阿智村耐震リフォーム事業 ・がけ地防災対策工事補助 	
<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者支援事業 ・振興作物栽培者支援事業 ・特産品産地形成振興事業 		(自治会・部落)	12
		<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動支援金 ・集落維持活動支援金 ・部落集会所等新築・増築改修事業補助金 ・地域広場設置事業補助金 	
		(村づくり)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと交流事業補助金 ・村づくり委員会事業支援金 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・阿智村文化イベント補助金 	13
		(廃棄物)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・阿智村廃棄物集積施設設置事業 ・阿智村生ごみ処理機器補助事業 	

区分	補助制度名	内 容		備 考	担当課
福祉	高齢者等交通サービス事業	【対 象】	65歳以上一人暮らし・高齢者世帯、 身体障害者手帳2級以上、療育手帳A1、A2の方、精神障害者手帳2級以上で交通手段のない方	阿智村福祉タクシー 利用料金助成事業 実施要綱	民生課 (福祉係)
		【補助額】	役場からの距離によりタクシー利用券を交付		
		【条 件】	地区の民生委員を通じて交付申請が必要		
福祉	高齢者・障がい者にやさしい住宅改修事業	【対 象】	①高齢者:65歳以上で要介護認定をうけた方のうち、前年の所得税額が8万円以下の世帯 ②障がい者:65歳未満の身体障害者手帳1～3級所持者で前年の所得税額が8万円以下の世帯 ※身体障害者手帳4～6級の方は独居が常時介護する人がいないなど特別な支援が必要な方	地域福祉総合助成金交付事業	民生課 (福祉係)
		【補助額】	限度額70万円(自己負担額を含む)		
		【条 件】	対象者の方の身体状況、居住環境、家族との関係及び世帯の事情を総合的に考慮して決定します。		
福祉	補装具の交付・修理	【対 象】	身体障害者手帳をお持ちの方、難病の認定を受けている方	障害者総合支援法	民生課 (福祉係)
		【補助額】	基準額の原則9割		
		【条 件】	所得制限あり。障がいに応じて補装具の種類が決められています。補装具によっては県リハビリテーションセンターによる判定が必要。65歳以上の方は、原則介護保険が優先。※購入前にご相談ください。		
福祉	日常生活用具の支給	【対 象】	身体障害者手帳1～2級及び3級4級の一部、難病の認定を受けている方	阿智村日常生活用具給付事業実施要綱	民生課 (福祉係)
		【補助額】	基準額の原則9割		
		【条 件】	所得制限あり。用具の種類は障がいの内容・等級によって決められています。 ※購入前にご相談ください。		
福祉	障がい者自立支援扶助金	【対 象】	障がい福祉サービスを利用されている方	阿智村介護扶助金等交付要綱	民生課 (福祉係)
		【補助額】	本人の収入により2割・5割・8割のいずれかの割合で扶助		
		【条 件】	扶助金交付申請が必要 本人収入が96万円以上の場合を対象外		
福祉	児童医療費等助成事業	【対 象】	18歳未満で医師の診断により、医療保険適用外の治療又は補装具の装用が必要とされている方	阿智村児童医療費等助成事業実施要綱	民生課 (福祉係)
		【補助額】	医療保険適用外の治療及び障害者総合支援法等の適用外となる補装具を装用する児童について、治療に要した費用・補装具の購入費を助成		
		【条 件】	治療費は7割(ただし、年間50万円を限度とする) 補装具は基準額の原則9割		

区分	補助制度名	内 容		備 考	担当課
福祉	小児慢性疾患等 通院交通費等 助成事業	【対 象】	18歳未満の児童で育成医療給付事業または小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者	阿智村小児慢性疾患等通院交通費等助成事業実施要綱	民生課 (福祉係)
		【補助額】	通院に要した有料道路通行料・電車バス賃の5割（年間5万円を限度とする）		
		【条 件】	障害者手帳による割引や他の助成を受けることができる場合は対象外		
福祉	軽度・中等度 難聴児補聴器 購入助成	【対 象】	18歳未満で、両耳の聴力レベルが70db未満で身体障害者手帳の交付対象外の方。専門医により補聴器の装用が必要と診断されている方	地域福祉総合助成金交付事業	民生課 (福祉係)
		【補助額】	基準額又は実際の購入費のいずれか低い額の3分の2		
		【条 件】	所得制限あり		
福祉	ホームヘルパー 研修受講支援 事業	【対 象】	ホームヘルパー養成講座初任者研修受講者	阿智村訪問介護員（ホームヘルパー）研修受講支援補助金交付要綱	民生課 (福祉係)
		【補助額】	受講料の半額を助成 限度額4万円		
		【条 件】	村内福祉事業所勤務または、家庭介護目的とする方。先に交付申請が必要		
福祉	その他	上記以外にも、高齢者、障がい者・障がい児の方を対象とした補助制度があります。対象者や条件などは障がいの内容や状況によって異なるため掲載しきれませんが、何かお困りのことなどありましたら、民生課福祉係（電話43-2220）までお問い合わせください。			民生課 (福祉係)
医療	福祉医療費	【対 象】	乳幼児等（乳児から高校生世代まで）、障がい者、母子・父子家庭の親子	阿智村福祉医療費支給条例	民生課 (保健係)
		【補助額】	レセプト1件あたり300円を控除した額		
		【条 件】	一部所得制限あり、受給者証の交付申請が必要		
医療	後期高齢者医療 人間ドック・ 脳ドック補助	【対 象】	長野県後期高齢者医療の被保険者	阿智村後期高齢者健康診査事業補助金交付要綱	民生課 (保健係)
		【補助額】	検査料金の10分の7以内、ただし上限額は3万円		
		【条 件】	補助金交付申請が必要		
医療	後期高齢者 医療制度	高額療養費や補装具などを購入した際に療養費を支給します。申請が必要ですので詳しくは民生課保健係（電話43-2220）までお問い合わせください。		高齢者の医療の確保に関する法律	民生課 (保健係)
医療	国民健康保険 人間ドック・ 脳ドック補助	【対 象】	阿智村国民健康保険の被保険者	阿智村国民健康保険健康診査事業補助金交付要綱	民生課 (保健係)
		【補助額】	検査料金の10分の7以内、ただし上限額は3万円		
		【条 件】	補助金交付申請が必要		

区分	補助制度名	内 容		備 考	担当課
医療	国民健康保険		高額療養費や補装具などを購入した際に療養費を支給します。また、子どもが生まれたときには出産育児一時金、被保険者の方が亡くなったときには葬祭費を支給します。申請が必要ですので詳しくは民生課保健係（電話43-2220）までお問い合わせください。	国民健康保険法	民生課 (保健係)
医療	不妊症の 治療費補助	【対 象】	阿智村に住所を有する夫婦	芽ばえ支援事業実施要綱	民生課 (健康増進係)
		【補助額】	年度ごとに要した治療費を50万円を限度に補助（平成28年度までに要した治療費への補助は15万円を限度）		
		【条 件】	不妊症に係わる保険外適用の治療や検査が対象、補助金交付申請が必要		
医療	産後の 保健指導費補助	【対 象】	村内に住所を有する出産の日から起算して1年以内の者	阿智村授乳・育児相談助成事業実施要綱	民生課 (健康増進係)
		【補助額】	4,000円を限度。初回のみ。		
		【条 件】	補助金交付申請が必要		
介護	家庭介護者 休養支援事業	【対 象】	家庭で要介護度3以上の高齢者等を介護している方	阿智村家庭介護者休養支援事業実施要綱	民生課 (福祉係)
		【補助額】	年間6万円を限度とする利用券（マッサージ、入浴、代替介護等のサービスに利用できます）と6万円を限度とする慰労給付金		
		【条 件】	対象となる高齢者等を家庭で介護していることについて、担当ケアマネ等の証明が必要		
介護	阿智村介護扶助 金等交付事業	【対 象】	介護保険サービスを利用している方	阿智村介護扶助金等交付要綱	民生課 (福祉係)
		【補助額】	本人の収入により2割・5割・8割のいずれかの割合で自己負担額を扶助します。		
		【条 件】	本人収入額が96万円未満であること 介護扶助金対象確認申請が必要		
介護	家族介護支援 事業（介護用品 支給）	【対 象】	要介護度4・5で在宅サービスを利用している方を介護している家族	介護予防・地域支え合い事業実施要綱	民生課 (福祉係)
		【補助額】	紙おむつなどの介護用品代を年間7万5千円まで補助		
		【条 件】	住民税非課税世帯		
介護	阿智村生活支援 住宅改修費補助 事業	【対 象】	要介護認定を受けていない65歳以上の方	阿智村生活支援住宅改修費補助金交付要綱	民生課 (福祉係)
		【補助額】	改修費の9割補助、ただし上限額は20万円（住宅改修費の対象は介護保険制度と同様）		
		【条 件】	住民税非課税世帯で村税等の未納がない方		
介護	介護保険		介護保険を利用している方には、高額介護サービス費や住宅改修費・福祉用具購入費を支給します。申請が必要ですので詳しくは民生課福祉係（電話43-2220）までお問い合わせください。	介護保険法	介護保険法

区分	補助制度名	内 容		備 考	担当課
健康増進	女性のがん検診料金助成事業	【対 象】	前年度並びに当該年度の村の検診を未受診、もしくは、前年度に助成を受けていない次の年齢の方	阿智村女性のがん検診料金助成事業実施要綱	民生課 (健康増進係)
			乳がん		
		子宮頸がん	20～40歳		
		【補助額】	病院で個別に受診する子宮頸がん、乳がん（マンモグラフィ）検診の検診料金から村の検診の自己負担分を控除した額		
【条 件】	乳がん	償還払い、補助金交付申請が必要			
	子宮頸がん	指定以外の医療機関で受診した場合は、補助金交付申請が必要			
健康増進	トリプルAサポート事業	【対 象】	阿智村民で構成する地域において自主的に健康づくりを実施する概ね10人以上の団体	トリプルAサポート事業補助要綱	民生課 (健康増進係)
		【補助額】	指導料実費（1回につき5,000円を限度）年間12回まで		
		【条 件】	他の補助金等が交付されている団体は除く、補助金交付申請が必要		
予防接種	インフルエンザ予防接種	【対 象】	阿智村に住所を有し、月齢6ヶ月以上、中学3年生以下の方	阿智村インフルエンザ予防接種事業実施要綱	民生課 (健康増進係)
		【補助額】	13歳未満は当該年度2回まで、接種料から1回目は2,000円を、2回目は1,000円を控除した額。13歳以上は、当該年度1回まで、接種料から2,000円を控除した額		
		【条 件】	指定以外の医療機関で接種した場合は、補助金交付申請が必要		
子育て	出産祝金	【対 象】	阿智村に住所を有する方で平成20年4月1日以降に出産された方	阿智村出産祝金給付事業実施要綱	民生課 (福祉係)
		【補助額】	1子につき5万円を支給する		
		【条 件】	支給申請が必要		
子育て	児童手当	【対 象】	阿智村に住所を有し、15歳以下のお子さんを養育している方（公務員の方を除く）	児童手当法	民生課 (福祉係)
		【補助額】	お子さんの人数・年齢などによります		
		【条 件】	申請が必要。詳しくはお問い合わせください。公務員の方は勤務先にご確認ください。		
子育て	妊婦健康診査補助	【対 象】	阿智村に住所を有し、母子手帳の交付を受けた方	阿智村妊婦健康診査補助事業実施要綱	民生課 (健康増進係)
		【補助額】	妊婦健診に要した基本的な費用		
		【条 件】	基本14回、追加5回、超音波4回分。里帰り出産等で受診券を使用しなかった方は補助金交付申請が必要		

区分	補助制度名	内 容		備 考	担当課
定住	定住促進のための住宅新增改築等支援金 【若者定住支援金】	【対 象】	支援金の交付申請時において本人又は夫婦いずれかが41歳未満であること	定住促進のための住宅新增改築等支援金交付要綱	協働活動推進課 (定住促進係)
		【補助額】	上限額 新築 100(120)万円 増改築 50(70)万円 住宅用地・中古住宅取得 100万円		
	定住促進のための住宅新增改築等支援金 【集落定住支援金】	【対 象】	支援金の交付申請時において本人又は夫婦いずれかが41歳以上51歳未満であること なお、集落維持活動支援金交付要綱の対象集落（高齢化率が40%以上の集落）へ定住しようとする者はこの限りではない		
		【補助額】	上限額 新築 50(70)万円 増改築 25(45)万円 住宅用地・中古住宅取得 70万円		
	定住促進のための住宅新增改築等支援金 【共通】	【対 象】	○過去にこの支援金の交付を受けたことがないこと（住宅用地の取得にかかる新築は除く） ○対象住宅に定住の意思が認められること ○配偶者及び15歳未満の子がいる場合は、対象住宅の所在地に住民登録していること ○不動産登記法に定める所有権の権利者として記録されている者で当該費用を負担した者であること ○本人又は同居の親族に税、使用料、及び負担金に未納がないこと		
		【補助額】	○補助率 建築費の1/10 宅地、中古住宅取得費の1/3 ○上限額の（ ）内は村内事業者との請負契約により建築工事を施工した場合、又は、建築に係る2業種以上で村内事業者が工事を施工しその建築工事費が100万円以上かつ1業種が30万円以上の場合 ○村内事業者は住宅建築を業とする法人又は個人であって法人にあっては村内に本店を有し個人にあっては村内に主たる事業所を有する者をいう。		
		【条 件】	○新築工事費は1000万円以上 ○増改築費は300万円以上 ○住宅用地取得は200㎡以上取得した者、取得後1年以内に着工するものを対象		
		【その他】	○支援金の交付を受けようとする者は、支援金交付認定申請が必要【工事着工前、契約締結前】 ○事業完了後、それぞれに定める日から90日以内に支援金交付申請が必要 ○交付決定日から10年未満の間に転居転出等により居住しなくなったときは年数に応じ支援金を返還するものとする		

区分	補助制度名	内 容		備 考	担当課
定住	ぬくもりの田舎暮らし推進事業補助金	【対 象】	阿智村空き家情報活用制度要綱に基づいて、空き家登録をした貸し出ししたい物件に対し、所有者と定住者へ交付。空き家内の簡易な改修、不必要な物の処理等に関する経費が対象	ぬくもりの田舎暮らし推進事業補助金交付要綱	協働活動推進課 (定住促進係)
		【補助額】	限度額 所有者20万円 定住者50万円		
		【条 件】	○同一の建物について1回のみ補助 ○5年未満の間に転居、転出等により居住しなくなったときは年数に応じ支援金を返還するものとする		
定住	Iターン受け入れ集落支援金	【対 象】	村外からの移住者（Iターン）を迎え入れた集落	Iターン受け入れ集落支援金交付要綱	協働活動推進課 (定住促進係)
		【補助額】	迎え入れた集落に対し、1世帯5万円を限度に交付		
		【条 件】	役場より1.5km以上離れ、高齢化率が40%以上の集落		
定住	住宅リフォーム促進事業補助金	【対 象】	村内の自ら居住する住宅（居住部分）のリフォーム	阿智村住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱	地域経営課（商工観光政策係）
		【補助額】	工事費用20万円以上のリフォームに対して10万円		
		【条 件】	村内事業者の工事が対象		
環境	住宅用太陽光発電システム設置補助金	【対 象】	村内の住宅や事業施設等	住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱	地域経営課（環境政策係）
		【補助額】	設置するシステムの最大出力1kwあたり5万円を補助する（上限20万円）		
		【条 件】	住宅の屋根等へ太陽光発電システムを設置する場合10kw未満のシステムが対象		
環境	環境にやさしい住宅設備導入補助金	【対 象】	村内の住宅や事業施設等	阿智村環境にやさしい住宅設備導入補助金交付要綱	地域経営課（環境政策係）
		【補助額】	薪ストーブ、ボイラー・竹ボイラー・ペレットストーブ、ボイラー 太陽熱温水器（分離型・一体型）の導入に対して、費用の1/3を補助（設備ごと上限額あり）		
		【条 件】	上記設備を導入する場合一つの設備導入について1回限り補助		
環境	薪割機購入補助金	【対 象】	村内在住者又は村内の法人もしくは団体	阿智村薪割機購入補助金交付要綱	地域経営課（環境政策係）
		【補助額】	薪割機購入経費の1/3（上限5万円）		
		【条 件】	自家用に薪割機を購入する場合		
農業	遊休荒廃農地対策事業	【対 象】	（復旧）集落または団体（復活）団体または個人	阿智村農業振興事業補助金交付要綱	建設農林課 (農政係)
		【補助額】	（復旧）3万円/10a（復活）10万円/10a以内		
		【条 件】	復旧計画に基づく農産物の耕作に要する経費や抜根・刈り払い等、農地の復旧・復活のための経費の一部（復旧）5a以上で5年間耕作すること（復活）1a以上で5年間耕作すること		

区分	補助制度名	内 容		備 考	担当課
農業	新規就農者支援事業	【対 象】	村内、もしくは新たに村内に住居を設け居住する者	阿智村新規就農者支援資金貸付要綱	建設農林課(農政係)
		【補助額】	120万円以内【月額10万円以内】		
		【条 件】	45歳以下かつ、新規に就農する者で3年以内に認定農業者になろうとする者		
農業	振興作物栽培者支援事業	【対 象】	阿智村産の完熟堆肥(あち有機いきいき)を利用する有機活用農業振興会員、産業振興公社	阿智村農業振興事業補助金交付要綱	建設農林課(農政係)
		【補助額】	雨よけハウスの資材費、種苗費、堆肥購入費の一部(原則 事業費の1/2以内で100万円以下)		
		【条 件】	村の推進する振興作物を販売目的で新規栽培に取り組む場合		
農業	特産品産地形成振興事業	【対 象】	有機活用農業振興会員、産業振興公社	阿智村農業振興事業補助金交付要綱	建設農林課(農政係)
		【補助額】	毎年種苗費の1/2		
		【条 件】	村内加工業者の需要が高い特産品の原料(加工トマト、菊芋)		
農業	大豆・そば生産振興事業	【対 象】	大豆・そばを販売する農家	阿智村農業振興事業補助金交付要綱	建設農林課(農政係)
		【補助額】	価格補てん(1kg当たり150円)		
		【条 件】	出荷先は村の指定した業者		
農業	畜産環境整備事業	【対 象】	畜産農家	阿智村農業振興事業補助金交付要綱	建設農林課(農政係)
		【補助額】	予算の範囲内で補助		
		【条 件】	畜産の環境改善を行うための畜舎消毒、糞尿対策、河川汚染防止等これらの整備に要する経費		
農業	家畜防疫衛生支援事業	【対 象】	畜産農家	阿智村農業振興事業補助金交付要綱	建設農林課(農政係)
		【補助額】	対象経費の1/2以内		
		【条 件】	飯伊家畜畜産物衛生指導協会が取り扱うワクチンを指定獣医師により接種したもの		
農業	村単土地改良事業ほ場整備事業	【対 象】	農地の所有者(耕作者)	阿智村土地改良事業補助金交付要綱	建設農林課(管理建設係)
		【補助額】	事業費の60%以内 補助対象金額は10a当り30万円以内		
		【条 件】	ほ場面積が20a以上		
農業	村単土地改良事業かんがい排水事業	【対 象】	井水組合等(2戸以上)	阿智村土地改良事業補助金交付要綱	建設農林課(管理建設係)
		【補助額】	事業費の80%以内で1箇所30万円以内		
		【条 件】	用排水路で共同して使用するもの		

区分	補助制度名	内 容		備 考	担当課
農業	村単 土地改良事業 暗渠排水事業	【対 象】	農地の所有者（耕作者）	阿智村土地改良事業補助金交付要綱	建設 農林課 (管理建設係)
		【補助額】	事業費の80%以内で25万円以内		
		【条 件】	ほ場面積が5a以上 湧水等により作物及び作業効率等に支障のある農用地		
農業	村単 土地改良事業 かんがい用 ため池改修事業	【対 象】	井水組合等	阿智村土地改良事業補助金交付要綱	建設 農林課 (管理建設係)
		【補助額】	事業費の80%以内で1箇所30万円以内		
		【条 件】	かんがい用ため池で共同して使用するもの		
林業	森林造成推進 事業	【対 象】	森林所有者	阿智村林業振興事業補助金交付要綱	建設 農林課 (林務係)
		【補助額】	個人負担分の1/3を補助		
		【条 件】	森林経営計画が樹立された森林であること		
林業	松くい虫防除 対策事業	【対 象】	松所有者	阿智村林業振興事業補助金交付要綱	建設 農林課 (林務係)
		【補助額】	薬剤購入費1/2(千円未満切捨て)		
		【条 件】	1箇所の事業費が5万円を上限とする		
林業	地元施行支障木 伐採等事業 (松枯損木)	【対 象】	集落又は自治会が行う、補助対象とならない防災上危険な松枯損木等の伐採にかかる経費	阿智村地元施行支障木伐採等補助金交付要綱	建設 農林課 (林務係)
		【補助額】	対象経費の5/10（上限20万円）		
		【条 件】	集落又は自治会と所有者が伐採等に合意していること		
林業	造林作業路 開設事業	【対 象】	森林所有者、森林組合、生産森林組合	阿智村林業振興事業補助金交付要綱	建設 農林課 (林務係)
		【補助額】	事業費の5/10以内 上限50万円		
		【条 件】	林内作業車が走行できる幅1.5m以上の作業路開設		
林業	竹林整備事業	【対 象】	竹林所有者	阿智村林業振興事業補助金交付要綱	建設 農林課 (林務係)
		【補助額】	3,000円/10a		
		【条 件】	竹の間隔はおおむね1mとし、間伐した竹は全て竹林から搬出すること		
有害 鳥獣	有害動植物防除 対策事業	【対 象】	集落・農業者団体等	阿智村林業振興事業補助金交付要綱	建設 農林課 (林務係)
		【補助額】	電気柵やトタンによる有害獣の防除対策に要する経費を1/2補助 事業費上限 個人：15万円 団体：30万円		
		【条 件】	共同設置を原則とする		
有害 鳥獣	有害獣大規模防 護柵設置事業	【対 象】	設置の条件を満たして防護柵設置後の維持管理ができる地区	阿智村有害獣大規模防護柵設置要綱	建設 農林課 (農政係)
		【補助額】	大規模防護柵の設置		
		【条 件】	3戸以上、0.5ha以上		

区分	補助制度名	内 容		備 考	担当課
有害鳥獣	有害駆除従事者資格取得等補助金	【対 象】	新規に狩猟免許を取得した者及び、有害駆除従事のための資格講習を受けようとする狩猟免許所持者	阿智村有害駆除従事者資格取得等補助金交付要綱	建設農林課(林務係)
		【補助額】	新規取得者：手数料納付額		
			狩猟免許所持者：領収書記載の額		
【条 件】	有害駆除従事の意思があること				
村道・農道・林道	村単 土地改良事業 農道等整備事業	【対 象】	村道、農道、林道の拡幅改良（側溝整備含む）、及び、村道、農道、林道の簡易舗装をされる団体等	阿智村土地改良事業補助金交付要綱	建設農林課(管理建設係)
		【補助額】	事業費の80%以内で50万円以内		
		【条 件】	農林道は共同で使用する幅員1.5m以上のもの		
村道	道路用地 地元補助	【対 象】	地元（自治会等）	村道新設改良及び維持管理規程	建設農林課(管理建設係)
		【補助額】	地目により固定資産税評価額を基準に算定		
		【条 件】	道路用地として土地等を提供していただいた所有者に対して地元（自治会等）が補償した場合		
村道	日陰地等 立木補償	【対 象】	地元（自治会等）	村道新設改良及び維持管理規程	建設農林課(管理建設係)
		【補助額】	長野県が定める補償基準額の1/2以内		
		【条 件】	村道の維持管理及び交通安全上支障となる立木を地元（自治会等）で伐採したもの	阿智村地元施行支障木等補償金交付要綱	
村道	地元除雪費補助	【対 象】	地元（自治会等）	阿智村地元施工除雪費補助金交付要綱	建設農林課(管理建設係)
		【補助額】	村長が1時間あたりに定めた金額		
		【条 件】	地元（自治会等）が共同して行う道路の除雪に要する機械の使用料（損料・燃料）		
雇用	雇用奨励補助金	【対 象】	村内の事業者	阿智村雇用奨励補助金交付要綱	地域経営課(商工観光政策係)
		【補助額】	事業者に対して新卒者一人あたり25万円		
		【条 件】	阿智村内在住の新卒者を6ヶ月以上村内事業所に雇用した場合		
災害復旧	果樹農業経営助成事業	【対 象】	農協、農業者等	阿智村農業振興事業補助金交付要綱	建設農林課(農政係)
		【補助額】	村長の定める額		
		【条 件】	災害時に対応できる共済加入に係る経費の負担（掛金の20%以内）や、凍霜害対策資材など果樹生産農家の経営の安定を図るための経費を補助		
災害復旧	村単 災害復旧事業 災害復旧自営工事	【対 象】	農地、農業用施設の管理者	阿智村土地改良事業補助金交付要綱	建設農林課(管理建設係)
		【補助額】	事業費の90%以内		
		【条 件】	法の対象となる災害原因による、農地又は農業用施設災害1箇所の事業費が40万円未満（公共災害以外の箇所）		

区分	補助制度名	内 容		備 考	担当課
教育	就学援助費支給制度	【対 象】	経済的な理由によって就学が困難な小中学校の児童生徒の保護者	阿智村就学援助費支給要綱	教育委員会(学校教育係)
		【補助額】	就学上必要な経費の一部を援助する		
		【条 件】	保護者の所得等により認定		
教育	特別支援教育就学奨励費	【対 象】	小・中学校の特別支援学級等で学ぶ児童生徒の保護者	特別支援教育就学奨励費支給要綱	教育委員会(学校教育係)
		【補助額】	家庭の経済状況等に応じ、就学上必要な経費の一部を援助する		
		【条 件】	所得制限あり		
教育	心身に障がいをもつ児童生徒に係る通学費補助金	【対 象】	心身の障がいにより村外の学校への通学が必要な児童生徒の保護者	心身に障がいをもつ児童生徒に係る通学費補助金交付要綱	教育委員会(学校教育係)
		【補助額】	通学に要する交通費の一部補助		
		【条 件】	心身の障がいに特別な事情があると、阿智村教育委員会が認めた児童生徒		
教育	入学資金貸与制度	【対 象】	高等学校、短大、大学等に進学しようとする者	阿智村入学資金貸与条例	教育委員会(総務係)
		【補助額】	入学時の一時に必要な資金について、高校の進学は20万円、専門学校、高専、短大、大学の進学は100万円を限度で貸与する		
		【条 件】	経済的な理由で入学に必要な資金の調達が困難な人 所得制限あり		
防災	阿智村耐震診断事業	【対 象】	木造住宅の(精密)耐震診断の費用	阿智村診断士による耐震診断事業実施要綱	総務課(消防防災係)
		【補助額】	全額補助(無料)		
		【条 件】	個人所有で昭和56年5月31日以前に着工された木造(在来工法)の住宅(長屋及び共同住宅を除く)		
防災	阿智村耐震リフォーム事業	【対 象】	木造住宅の耐震リフォーム工事費	阿智村耐震リフォーム事業補助金交付要綱	総務課(消防防災係)
		【補助額】	耐震改修工事の1/2以内、上限50万円。条件が合えば上乗せ有り		
		【条 件】	阿智村に住居登録し、居住し、かつ対象住宅を所有する者で村税等の滞納の無い方で、村内施工業者が施工する住宅		
防災	がけ地防災対策工事補助	【対 象】	がけ地の所有者等	阿智村がけ地防災対策工事補助金交付要綱	建設農林課(管理建設係)
		【補助額】	工事費の10分の8以内、限度額50万円		
		【条 件】	崩壊により居住用の建築物に被害が及ぶおそれがあるがけ地		

区分	補助制度名	内 容		備 考	担当課
自治会・部落	自治会活動支援金		自治会の活動に要する経費の一部について支援する他、正副会長等活動支援、自治会が行うモデル的事業への経費支援、事務局的活動支援、美しいふるさとづくり事業補助などがあります。詳しくは協働活動推進課協働活動係までお問い合わせください。	自治会活動支援金 交付要綱	協働活動 推進課 (協働活動 係)
自治会・部落	集落維持活動支援金	【対 象】	集落の住民が自ら集落の再生、維持のために行う事業	集落維持活動支援 金交付要綱	協働活動 推進課 (協働活動 係)
		【補助額】	対象経費の2/3を上限		
		【条 件】	高齢化率が40%以上の集落。 条件を満たさなくなった場合であっても、その後3年間は交付対象集落とみなす。		
自治会・部落	部落集会所等新築・増築改修事業補助金	【対 象】	共同利用することを目的とした集会施設	阿智村部落集会所 等新改築事業補助 金交付要綱	協働活動 推進課 (協働活動 係)
		【補助額】	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、取得の場合 世帯数20世帯まで 700万円 世帯数30世帯まで 750万円 世帯数40世帯まで 800万円 世帯数50世帯まで 850万円 世帯数60世帯まで 900万円 世帯数70世帯まで 950万円 世帯数80世帯超 1,000万円 (上限) (集落維持活動支援金対象集落は50万円を増額)		
		【条 件】	<ul style="list-style-type: none"> ・増築、改修等の場合 事業費の1/2以内 (集落維持活動支援金対象集落は2/3以内) とし、130万円を限度		
自治会・部落	地域広場設置事業補助金	【対 象】	1部落以上の集落単位が用地を確保し広場の設置及び管理運営する施設	地域広場設置事業 補助金交付要綱	協働活動 推進課 (協働活動 係)
		【補助額】	事業費の1/2以内 上限50万円		
		【条 件】	1施設の面積は330㎡以上		
村づくり	ふるさと交流事業補助金	【対 象】	教育・文化・経済・観光等に係る親善及び交流を行う5名以上の住民団体。	阿智村ふるさと交流 事業補助金交付要 綱	協働活動 推進課 (協働活動 係)
		【補助額】	事業費の1/2以内 上限30万円		
		【条 件】	5人以上で組織される団体との交流事業		
村づくり	村づくり委員会事業支援金	【対 象】	村づくり委員会事業を行う5名以上の村民の組織	21世紀村づくり委員 会事業支援金交付 要綱	協働活動 推進課 (協働活動 係)
		【補助額】	予算の範囲内で支援		
		【条 件】	研究及び研修に要する経費		

区分	補助制度名	内 容		備 考	担当課
村づくり	阿智村文化イベント補助金	【対 象】	団体	阿智村文化イベント補助金交付要綱	教育委員会 (公民館)
		【補助額】	文化交流事業に要する経費について、補助対象事業費の1/2以内		
		【条 件】	村民一般に対する文化イベント事業		
廃棄物	阿智村廃棄物集積施設設置事業	【対 象】	1部落以上の集落単位(1部落・複数部落でも対象)で設置する紙製容器包装・ペットボトル等の資源回収施設(更新事業可)	阿智村廃棄物集積施設設置事業補助金交付要綱	生活環境課 (廃棄物対策係)
		【補助額】	事業費の2分の1以内、補助金の上限金額は20万円		
		【条 件】	おおむね3.3㎡以上の面積を有する施設		
廃棄物	阿智村生ごみ処理機器補助事業	【対 象】	一般家庭で生ごみ処理機器(破砕処理方式は除く)を購入した者。 ただし、一般家庭がこの補助を受けて5年を経過しない場合は、補助対象外。	阿智村生ごみ処理機器補助金交付要綱	生活環境課 (廃棄物対策係)
		【補助額】	事業費の2分の1以内、補助金の上限金額は3万円		
		【条 件】	生ごみ処理機購入価格4万円以上、コンポスト購入価格制限なし。 購入領収書年月日から、4か月以内に申請が必要。		

平成29年度 村税等納期の一覧

月	口座振替の日 ※口座振替の依頼をいただいている方のみ	再振替の日 ※残高不足等で振替できなかった方のみ	税金等の種類						※()内は納期限				
			村民税		固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税		介護保険料 (65歳以上の第1号被保険者)		後期高齢者医療保険料		
			普通徴収	年金特別徴収			普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
4月	4月25日 (火)	5月9日 (火)	1期(5/1)				4月、6月、8月、10月、12月、2月の 年金支給時に天引きとなります。					4月、6月、8月、10月、12月、2月の 年金支給時に天引きとなります。	
5月	5月25日 (木)	6月5日 (月)		1期(5/31)				1期(5/31)					
6月	6月26日 (月)	7月5日 (水)			2期(6/30)			2期(6/30)					
7月	7月25日 (火)	8月7日 (月)			3期(7/31)			3期(7/31)				1期(7/31)	
8月	8月25日 (金)	9月5日 (火)			4期(8/31)			4期(8/31)				2期(8/31)	
9月	9月25日 (月)	10月5日 (木)			3期(10/1)			5期(10/2)				3期(10/2)	
10月	10月25日 (水)	11月6日 (月)						6期(10/31)				4期(10/31)	
11月	11月27日 (月)	12月6日 (水)						7期(11/30)				5期(11/30)	
12月	12月25日 (月)	1月10日 (水)						8期(1/4)				6期(12/26)	
1月	1月25日 (木)	2月5日 (月)			4期(12/25)			9期(1/31)				7期(1/31)	
2月	2月26日 (月)	3月7日 (水)						10期(2/28)				8期(2/28)	
3月	3月26日 (月)	4月5日 (木)											

税金・料金は納期限までに納めましょう。